

奨学資金貸付制度について

修学を支援するため、町予算の範囲内で高校生から大学生（専門学校生、短大生を含む）を対象に奨学資金貸付制度があります。さらに町に戻ってくる大学生等に対して償還の一部を免除することにより次代を担う若者を育成するとともに若者の定住促進を図ります。

【制度の概要】

貸与対象者	高等学校、専門学校、短期大学及び大学等に修学している者
貸与要件	(1) 本人又は本人と生計を一にする者が町内に引き続き1年以上居住していること (2) 品行方正、学力優良であること (3) 経済的理由により就学困難と認められること (4) 日本学生支援機構等から学資の貸付、給付、減免を受けていないこと
貸与額及び利子	高校生 月額 30,000円以内 専門学校・短大生等 月額 55,000円以内 大学生 月額 60,000円以内 ※国公立・私立、自宅・自宅外等により貸与限度額が変わります。
貸与期間	当該学校正規の修学期間内（ただし、大学生は4年を限度とします。）
保証人等	連帯保証人（保護者）・保証人（町内在住者）それぞれ1名
償還方法	卒業後6ヶ月経過後から月賦、半年賦又は年賦で返済していただきます。 高校生 8年以内 短大生 8年以内 高等専門学校生 12年以内 大学生 15年以内
償還免除	卒業後、町内に居住し、返済を始めてから10年経過した場合、以後の返済を免除します。ただし、10年経過後も町内に居住し、返済に滞納がない人に限ります。（最大で960,000円が免除となります）
貸与審査	採用には山ノ内町の審査があります。
申込に必要な書類	(1) 奨学生願書 (2) 奨学生推薦調書 (3) 入学通知書の写し (4) 連帯保証人の所得証明書・資産証明書・納税証明書
申込受付期間	毎年 4月1日～4月25日
貸与方法	年4回 6月・8月・11月・2月にそれぞれ3か月分を支払います。
その他	奨学資金は、奨学生本人に貸与するものであり、償還は奨学生本人が負うことを承知して申し込みをしてください。